

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年3月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800427 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800023 号

第 1 結論

平成 20 年 7 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月から同年 9 月まで
年金記録によると、平成 20 年 7 月から同年 9 月までは国民年金未納となっておりますが、当時、年金事務所へ電話で事情を具体的に説明したところ、法定免除の処理をしておきますとの対応でしたので信用していました。請求期間を国民年金保険料の法定免除期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金保険料の法定免除とは、国民年金法第 89 条（請求期間当時）によると、被保険者が障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金の受給権者（以下「障害年金受給権者」という。）であるとき、生活保護法による生活扶助を受けるときなどに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る国民年金保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないとされているものをいう。

しかしながら、請求者が障害年金受給権者であったことは確認できない上、請求期間に請求者が住民登録していた A 市は、請求者が平成 20 年中に生活保護法による生活扶助を受けていた期間について、平成 20 年 11 月 11 日から同年同月 30 日までの期間であると回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は法定免除とならない。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、前述のとおり、国民年金保険料が法定免除されるためには、定められた要件に該当することが必要であり、請求者が主張する個人の事情に応じて国民年金保険料の納付が免除されるものではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800404号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800056号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年7月4日まで
② 昭和28年8月31日から同年12月1日まで

昭和28年3月に中学校を卒業後、定時制高校に通いながらA社に勤務していた。その年の11月に通学に不便であったため退社したが、厚生年金保険に加入した期間は昭和28年7月4日から同年8月31日までの期間とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は、既に解散しており、同社の元代表取締役及び元取締役は亡くなっている上、元代表取締役の親族は、同社に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態について確認できない。

また、請求期間①及び②においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。